

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

## 357 漁業協同組合から漁業補償金とともに利息相当額の分配を受けた場合の課税

### 【照会要旨】

A漁業協同組合は、昭49年4月にB電力から漁業補償金198,000万円の支払いを受け、昭和50年4月組合員に分配した。この間、A漁業協同組合は、当該補償金を金融機関に預入しておき11,000万円の利子を得た。A漁業協同組合では、当該利子も組合員に対し補償金にスライドして分配した。

組合員が補償金と合せて分配を受ける利子相当額は、漁業権の譲渡前に係るものであり、補償金と同様に譲渡所得の総収入金額に算入すべきものと考えられるかどうか。

### 【回答要旨】

当該利子相当額は、Bから支払われるものでなく、補償金の運用によって生じた収益の分配であるから、これを漁業補償金と合わせて譲渡所得に含めるのは適当でなく、雑所得とするのが相当である。

なお、当該利子相当額のうち収益補償金に対応する部分は、事業所得として申告することもできる。

### 【関係法令通達】

所法 27、33、35